

COLUMN
No.10

「子供の未来応援国民運動」 発起人集会

平成27年4月2日、子供の貧困対策を、国民の幅広い理解と協力の下に「子供の未来応援国民運動」として展開していくため、関係各界からの発起人が一堂に会したキックオフイベント「『子供の未来応援国民運動』発起人集会」が開催された。

政府からは、安倍内閣総理大臣、有村内閣府特命担当大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣等が出席したほか、地方公共団体、経済界、労働組合、マスコミ、支援団体等から成る発起人が参画し、子供たちへのエールが送られた。

この中で、安倍内閣総理大臣からは、「子供の貧困は、頑張れば報われるという真っ当な社会の根幹に関わる問題です。子供たちの未来が家庭の経済事情によって左右されることがないように、社会を挙げて取り組んでいきたいと思います。」「誰にでもチャンスのある、活力に満ちた、優しい、そして明るい、強い日本を作っていこうではありませんか。」との呼びかけが行われた。

その後、国民運動事業の例などを盛り込んだ「子供の未来応援国民運動趣意書」が採択され、今後の国民運動の方向性が示された。

発起人集会の後半には、有村内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官等も出席し、大学生ボランティアによる子供への学習支援や、従業員の2割が母子家庭の母親であり全社員を正社員として雇用している企業のひとり親家庭に対する就労支援など、具体的な支援の事例が紹介された。



の父の就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請を行っている。なお、平成26(2014)年4月16日に成立した「時代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」(平26法28)により、平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」の法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称されるとともに、新たに父子家庭を対象とした福祉資金貸付制度が創設されたほか、高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金が法律に位置付けられ、公課禁止、差押え禁止とされた。あわせて、同年12月より、児童扶養手当と公的年金との併給制限が見直され、公的年金の額が児童扶養手当の額を下回る場合は、その差額分の手当を支給できることとされた。

第2-3-17図 ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）

検討が必要とされた主なポイント

1. 支援施策全体、実施体制
地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援や、先進的取組等の収集・情報提供、支援施策の更なる周知と利用 など
2. 就業支援
状態像に応じたきめ細かな就業支援、休日夜間などの相談支援等による転職やキャリアアップの支援 など
3. 子育て・生活支援
就業等との両立のための子育て・生活支援に加えて、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進 など
4. 養育費確保支援、経済的支援
養育費確保を促す支援、児童扶養手当よりも少額の公的年金を受給する場合の差額の支給等の検討、母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大 など

（出典）厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000016214.html>）

（6）世代を超えた貧困の連鎖の防止（厚生労働省）

平成27（2015）年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮家庭の子供に対する学習支援事業が制度化され、貧困の連鎖の防止のための取組が強化される。この制度化により、居場所づくりを含む学習支援の実施や、中退防止のための支援を含む進路相談、親に対する養育支援など、各自治体において地域の実情に応じ、創意工夫をこらし事業が実施されることとなる。

（7）状況把握（厚生労働省）

厚生労働省は、国民生活基礎調査により子供の相対的貧困率を把握している（第1部第3章第3節「子供の貧困」を参照）。

5 困難を有する子供・若者の居場所づくり

（非行少年の立ち直り支援については第2部第3章第1節3「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」を、要保護児童の居場所づくりとグループホームなどの居場所づくりについては第2部第3章第2節2「社会的養護の充実」を、それぞれ参照。）

6 外国人等特に配慮が必要な子供・若者の支援

（1）「日系定住外国人施策の推進について」に沿った施策の推進（内閣府）

政府では、「日系定住外国人施策の推進について」（平成26年3月）に基づき、「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを施策の基本的な考え方として、関係府省の連携の下、日本語学習、子供の教育、就労、社会生活などの分野に関して各種の施策を推進している¹²⁰。

（2）外国人の子供の教育の充実等（内閣府、文部科学省）

外国人には就学義務が課されていないが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、国際人権規約や児童の権利条約に基づき、無償で受け入れている。これにより、教科書の無償配布や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

文部科学省は、外国人の子供の公立学校への受入れに当たって、以下の取組を行っている¹²¹。

- ・日本語指導を含む個別の課題解決のために、都道府県からの申請に応じて配当する教職員の加配定数を措置

120 <http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>

121 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

- ・日本語指導者などに対する実践的な研修
- ・教員を中心とする関係者が外国人の子供に対し適応指導や日本語指導を行える環境作りを支援するための、「日本語能力測定方法」や「研修マニュアル」の活用
- ・帰国・外国人の子供の受入促進や、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する地方公共団体の取組を支援する補助事業
- ・不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校などへの就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施
- ・日本語指導が必要な子供を対象とした「特別の教育課程」を編成・実施することができるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26（2014）年4月から施行

COLUMN
No. 11ブラジルから来た先生
～愛知県豊田市立保見中学校教諭 伊木ロドリゴさん～

日本に定住している外国人の子供に対する教育の充実は、「子ども・若者育成支援推進大綱」にも盛り込まれている重要な施策の一つである。

自動車産業が集積する東海地方には、多くの日系定住外国人が家族を伴って暮らしており、その子供たちの多くが地域の義務教育諸学校で学んでいる。

そうした学校の一つである愛知県豊田市立保見中学校に、「ロド先生」と呼ばれる日系ブラジル人の伊木（いき）ロドリゴさんが正規の教諭として勤務している。ロド先生は10歳で家族とともに来日、幼少時に周囲から心無いいじめを受けたり、白血病にり患して療養生活を送るなどしたが、そうした大きな苦難を乗り越え、日本語を猛勉強して日本の公立大学へ進学。教員免許を取得し、日系ブラジル人で愛知県初の公立中学校教諭となった。

これまでに多くの日系定住外国人の子供たちを指導してきたロド先生は、彼らが思うような進路に進めない背景に基礎学力や日本語能力が十分に身に付けられない実情があると指摘し、周囲の温かな理解と期待、そして適切な支援が何より必要であり、また、子供に比べ日本語の習得に時間を要する外国人の親にも子供の教育に関心を持つようにも言葉の壁に阻まれている現状があり、同様に適切な支援が必要という。

日系定住外国人の生徒たちの多くは、ロド先生が数々の困難を経験し、乗り越えてきたその姿をみて、「何事も諦めてはいけない」と感じている。ロド先生の奮闘を道しるべとして、ロド先生に続く子供たちの今後の頑張りに期待したい。



伊木ロドリゴ教諭



外国人生徒からの年賀状

(3) 定住外国人の若者の就職の促進等（内閣府，厚生労働省）

日系人などの外国人集住地域のハローワークでは、日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就業支援ガイダンスを実施するとともに、ガイダンス出席者を対象とした職業意識啓発指導や職業指導といった個別の就職支援を実施している。また、就職意欲が高い日系人など若年者に対し、早期の就職を実現させるため、担当制による個々の求職者のニーズを踏まえた綿密な支援を行っている。

また、都道府県においては、訓練の受講に当たって一定の日本語能力を有する者に対して、その日本語能力などに配慮した職業訓練が実施されている。

(4) 性同一性障害者等（法務省，文部科学省，各省庁）

法務省は、人権擁護機関（法務省人権擁護局，法務局・地方法務局・支局，人権擁護委員）において、「子どもの人権を守ろう」や「外国人の人権を尊重しよう」のほか、「性的指向を理由とする差別をなくそう」，「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」などを啓発活動の年間強調事項として掲げ、講演会の開催や啓発冊子の配布などによる啓発活動を実施している。

文部科学省は、性同一性障害のある子供への対応について、学級担任や管理職を始め、養護教諭，スクールカウンセラー，教職員が協力して、実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼しているが、その状況について、平成26（2014）年6月に調査結果を公表するとともに適切な対応について改めて依頼した。

COLUMN No. 12

LGBT（性的少数者）である子供・若者の置かれた現状を学ぶ

近時、「LGBT」という言葉を見聞きする機会が増している。LGBTとは、レズビアン（Lesbian：女性同性愛者），ゲイ（Gay：男性同性愛者），バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者），トランスジェンダー（Transgender：性同一性障害者等の身体の性と心の性が一致しない者）の頭文字を合わせた言葉である。

性的少数者である子供・若者は、周囲からの誤解や偏見により進学・就職等で様々な困難に直面することが多いといわれており、性的少数者の子供・若者が置かれた現状を学び、今後、必要な支援を充実させていく必要がある。

政府では、「子ども・若者育成支援推進大綱」（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）において、「性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施していく」ことを明記しているほか、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月閣議決定）においても、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」と明記している。

平成26（2014）年6月に文部科学省が発表した「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」によれば、性同一性障害とみられる児童・生徒は全国の小・中・高等学校で少なくとも606人にのぼり、そのうち約6割の学校で特別な配慮を実施している。

地方自治体では、性的少数者の人権を尊重し、性的指向と性的自認による差別を禁止する条例を制定したり、専用の相談窓口の開設、学校教職員等を対象とした研修を実施するところもみられる。

内閣府においても、平成26年12月及び平成27(2015)年3月の2回、性的少数者の置かれた現状と必要な支援について啓発活動を実施している民間団体講師を招へいし、国・地方自治体のほか民間団体で子供・若者育成支援に携わる職員等を対象とした研修会を開催するなど、大綱の趣旨に沿った啓発活動を行った。



内閣府研修会

(5) 十代の親への支援（厚生労働省）

厚生労働省は、妊娠・出産・育児について、医師や助産師などから専門的なアドバイスを受ける機会でもある妊婦健診を必要な回数（14回程度）を受けられるよう、平成24（2012）年度までは補正予算による基金事業及び地方財政措置により、公費助成を行ってきたが、平成25（2013）年度からは必要な妊婦健診に係る費用の全てについて地方財政措置を講じ、恒常的な仕組みとした。また、妊娠や出産の悩みを抱える若者に対して、訪問指導などの母子保健事業を活用した支援や女性健康支援センター事業を通じた相談体制の充実を図っている。

(6) 法定相続分に係る最高裁判決を受けた対応（法務省）

嫡出でない子の取扱いに関し、最高裁判所の違憲判断（平成25年9月4日）¹²²を受け、平成25（2013）年12月に民法が改正され、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等とされた。

第2節 子供・若者の被害防止・保護

1 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待の現状（厚生労働省）

「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82）（以下「児童虐待防止法」という。）や「児童福祉法」の累次の改正や、「民法」などの改正による親権の停止制度の創設¹²³により、制度的な充実が図られてきた。

この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成25（2013）年度には児童虐待防止法制定直前の約6.3倍に当たる73,802件となっている。広報啓発の取組などによりこれまで気付かれなかった児童虐待が児童相談所に繋がるようになってきたと考えられる一方、児童虐待そのものが増えている可能性も否定できない状況にある。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待による死亡事件も毎年100件前後発生・表面化している。児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、平成26（2014）年8月29日に関係府省庁による児童虐待防止対策に関する副大臣等会議が開催され、同年12月26日の同会議において、居住実態が把握できない児童への取

122 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130904154932.pdf>

123 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#shinken